

熊本県阿蘇郡西原村鳥子古閑での暮らしのご案内

鳥子古閑

こがくらし



ホタルの舞う里
古閑 KOGA

はじめに

「古閑^{こが}ぐらし」は、熊本地震の復興に向けて「今何をすべきなのか」を考えたときに、古閑の魅力を村外・県外の方に伝え、少しでも興味・関心をもってもらい、実際に訪れ、ゆくゆくは住んでもらいたいという思いで制作しました。

古閑は、自然豊かで四季折々の景色がり、「人の繋がり・ぬくもり」が感じられる地区です。年間を通じて様々な行事もあります。

是非とも古閑にお越しいただき、すてきな自然に触れ、行事にも気軽に参加してみてください。「古閑ぐらし」では、伝えきれない魅力に、きっと満足してもらえます！

皆さまのお越しを、心よりお待ちしております。



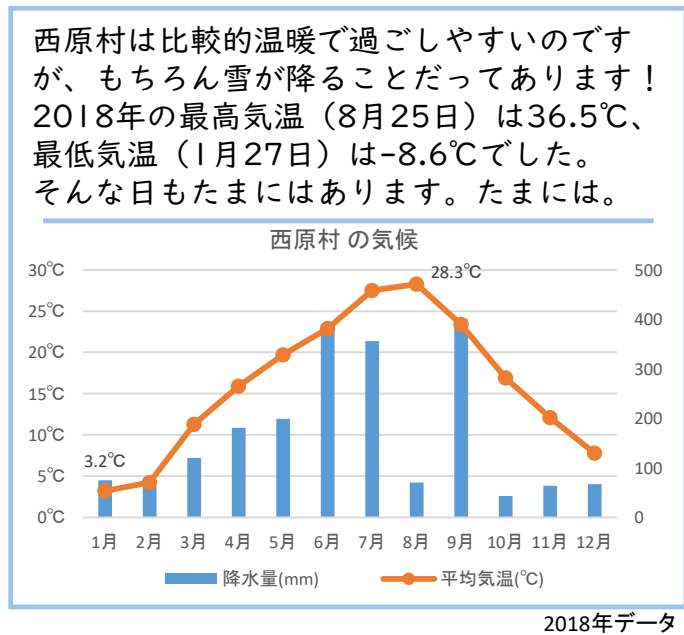
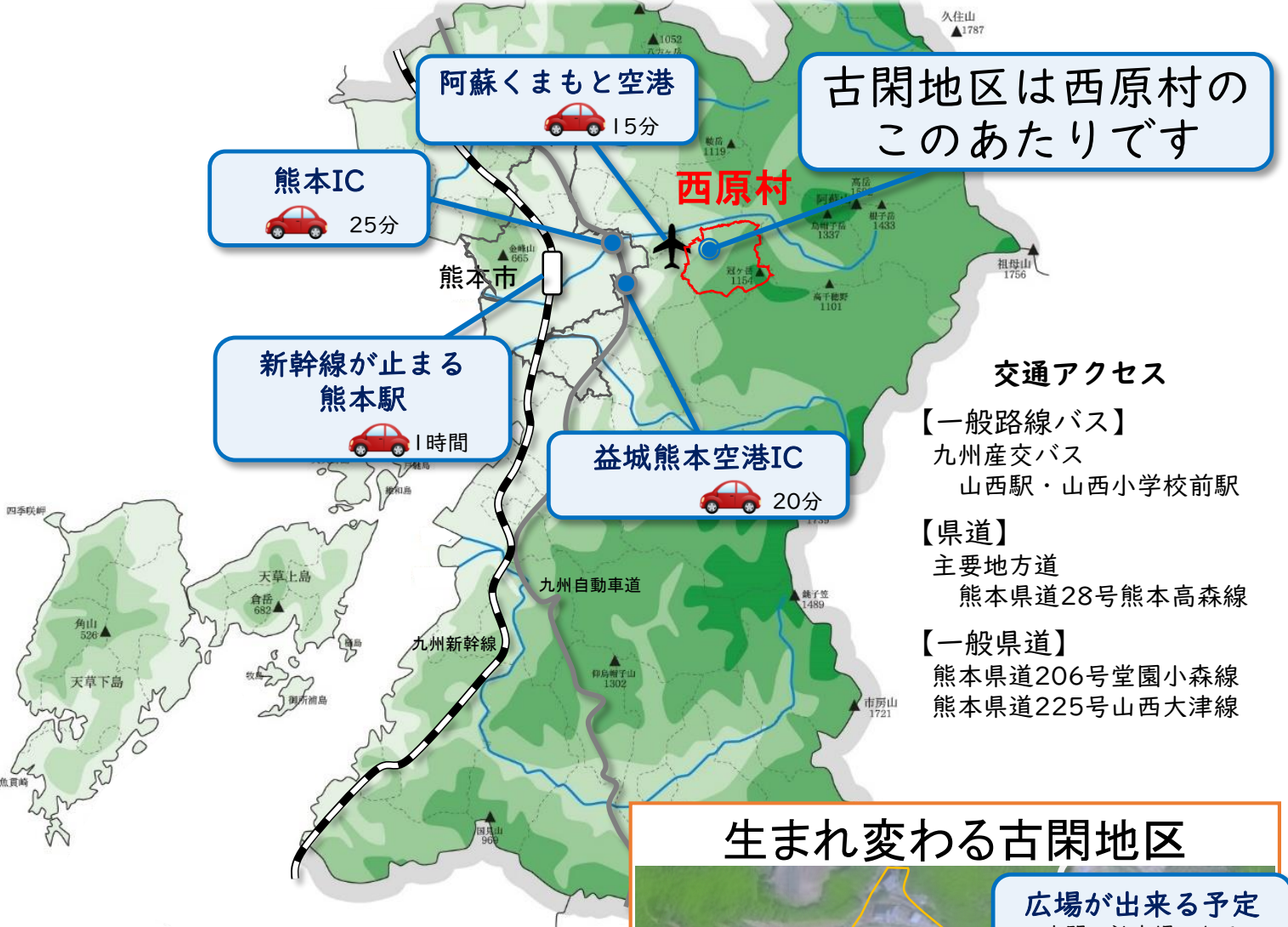


もくじ

古閑の概要	1
古閑での生活	2
主な年間行事	3
知っておいて欲しい 古閑のルール	7
古閑の良いところ	8
その他.....	8

古閑の概要

古閑地区はどこにあるのでしょうか。
 空港や新幹線の駅までどのくらいかかるのかも大事ですね。



古閑での生活

生活に必要な施設はどこにあるでしょうか。
不便なこともあります、慣れてしまえば案外平気なもの。



※ 時間は古閑地区の公民館からのおおよその移動時間です。

主な年間行事

古閑地区にはお祭や共同作業がたくさんあります。
参加することで、地区の人たちとの距離がぐっと近くなりますよ。



1月

古閑初寄り(1日)

全世帯参加

出初式(2週目)

どんどや(中旬)

先祖まつり(16日)

鳥子区総会(第3日曜)

2月

厄入り/厄晴れ(下旬)

3月に一大イベントの山焼きがあるため、古閑地区の大きな行事はありません。ちょっと休憩月。西原村主催の行事はたくさんありますよ。

3月

山焼き(第1日曜)

山の神祭り(15日)



たねものきがんさい
種物祈願祭(15日)*

一年の始まりは「初寄り」から

初寄りではいろいろな決め事や報告などがあります。

朝10時に全世帯が集まって、区長や会計などの区役(古閑地区の共同作業を取りまとめる担当者)を決めます。

大事な行事ですので、参加しましょう!

※欠席するときは、原則不足金(P.8)が発生します。



「どんどや」で無病息災

やぐらを組み、お正月飾りなどを持ち寄り燃やす、伝統の火祭りです。

どんどやの残り火で鏡餅を焼いて食べると、1年間健康に過ごせるという言い伝えがあります。

無病息災を祈り、良い年を迎えましょう。



「先祖まつり」は先祖をお祀りする日

お墓参りをして先祖供養をした後は、肴を持ち寄って、飲みつつ、食べつつ、お話ししましょう。 ※1月と8月の年2回行われます。



俵山の「山焼き」

山焼きは牛馬の餌となる良い草を手に入れるために毎年行ってきたもので、山焼きをすると春に草の芽がよく出るようになります。牛馬の餌として利用する量は減っていますが、原野を守るために続けています。



山の中で行われる「山の神祭り」

御神木にお供えをして、その前の土俵で子どもたちが相撲をとります。

山の神は相撲がお好き。



4月

熊本震災祈念行事 (中旬)



球技大会(下旬)



5月

春道区役(第2日曜)

操法大会



6月

田植え(上旬)

大祓い(29日)

4月は前期の「区費徴収」があります

区費は、古閑地区の年間活動を支える費用です。皆で出し合って大切に使っています。

1世帯6,000円を分館長が集金します。

分館長は、公民館の管理責任者で、1月の初寄りで誰になるかが決まります。

春の道をきれいにする「春道区役」

皆で協力して、道路の草刈りをします。きれいな古閑地区で気持ちよく過ごしましょう。

きれいになった道路を評価する「道路品評会」も開催！他の地区と競って賞金獲得を目指します！

終わったらお疲れ様の意味を込めて慰労会にご参加くださいね。

※ 欠席するときは、原則不足金が発生します。

2年に1度開催される「操法大会」

消防団が参加する、小型ポンプの扱い方を競います。

日ごろの訓練の成果を出すとき！

消防団は、いざという時に古閑地区の消防防災のリーダーとして活躍する、とても頼りになる団体です。

「田植え」の季節です



秋の稲刈りまで、古閑地区の美しい景色が続きます。

日本の神道儀式「^{おおばら}大祓い^{けが}」

鳥子三之宮神社で、穢れや災いを祓い清めてもらいます。

※6月と12月の年2回行われます。

7月

川祭り(葦切り)
(土用の丑の日前の日曜)

御田祭(28日)★

「川祭り」は一大イベント

鳥子川をきれいに保つための清掃です。古閑地区の東にある川(公民館近く)から葛目川との合流点までの葦切りが主な作業。大雨対策にもなります。

大変な作業ですが長く放置すると、もっさもさになります。

終わったらお疲れ様の意味を込めて慰労会にご参加くださいね。

※ 欠席するときは、原則不足金が発生します。

8月

朝区役(第1日曜)

夏祭り(14日)

全世帯参加



先祖まつり(16日)

古閑地区の道をきれいにする「朝区役」

皆で道路の草刈りをします。

昼間は暑いので朝のうちに始めます。

※ 欠席するときは、原則不足金が発生します。

みんな楽しみ「夏祭り」

ステージで歌ったり踊ったり、出店でお買い物をしたり、子どもも大人もみんなで見学します。



9月

二百十日(上旬)★

山の神まつり(15日)

宮ごもり(下旬)

秋区役(下旬の日曜)

秋分祭★

伝統行事「宮ごもり」

鳥子三之宮神社で、無病息災を祈りお宮に籠るので「宮ごもり」と呼びます。他の地区と協力をして、1週間お宮の中に常に人がいる状態にします。

古閑地区の中からは、毎年順番で2世帯が、1日ずつこもります。

※3親等までの冠婚葬祭、公務、病気の時、また、不幸があった年は免除されます。
※欠席するときは不足金が発生します。



いよいよ「稲刈り」
 毎年お米の出来が
 気になります。
 新米は美味しかよー。



神社のお祭りの中で最も重要「例大祭」

鳥子三之宮神社での
 お祭りです。
 五穀豊穰を祝う神楽
 や地区の子どもたち
 による相撲などで
 にぎわいます。

安全のために必要「防火線切り」

3月に俵山の山焼きが行われます。
 その山焼きの時に、燃えてほしくないところ
 にまで炎が来ないように、草を刈り、燃
 えるものが無い
 スペースを作るのが
 防火線切りです。
 安全のためにとても
 大切な行事です。



12月は後期の「区費徴収」があります
 区費は、古閑地区の年間活動を支える費用で
 す。皆で出し合って大切に使っています。
 1世帯6,000円を消防団が集金します。



10月

● 稲刈り(上旬)

● 村の運動会(中旬)



11月

● 例大祭(秋祭り)(23日)



12月

● 防火線切り(第1日曜)



● 大祓い(15日)★

● 年末警戒

● 歳旦祭

知っておいて欲しい 古閑のルール

古閑地区には長い時間をかけて出来たルールがあります。

■行事への参加について

- ・年間行事以外にも区役や寄り合いなど、地区のみんなの協力が必要なことがあります。
 - ✓ 区役とは、集落の共同作業のことで、人手が必要なときは「区役でやるか!」と、集まります。
 - ✓ 寄り合いは、話し合いが必要な時などに集まることです。
- ・その他、公民館主催の行事などにも、ぜひ応援に来てくださいね。



■公民館の使用について

- ・公民館を使用するときは、事前に分館長に伝えます。
- ・公民館の鍵は、区長・会計・分館長・衛生班長・老人会・婦人会が所持しています。

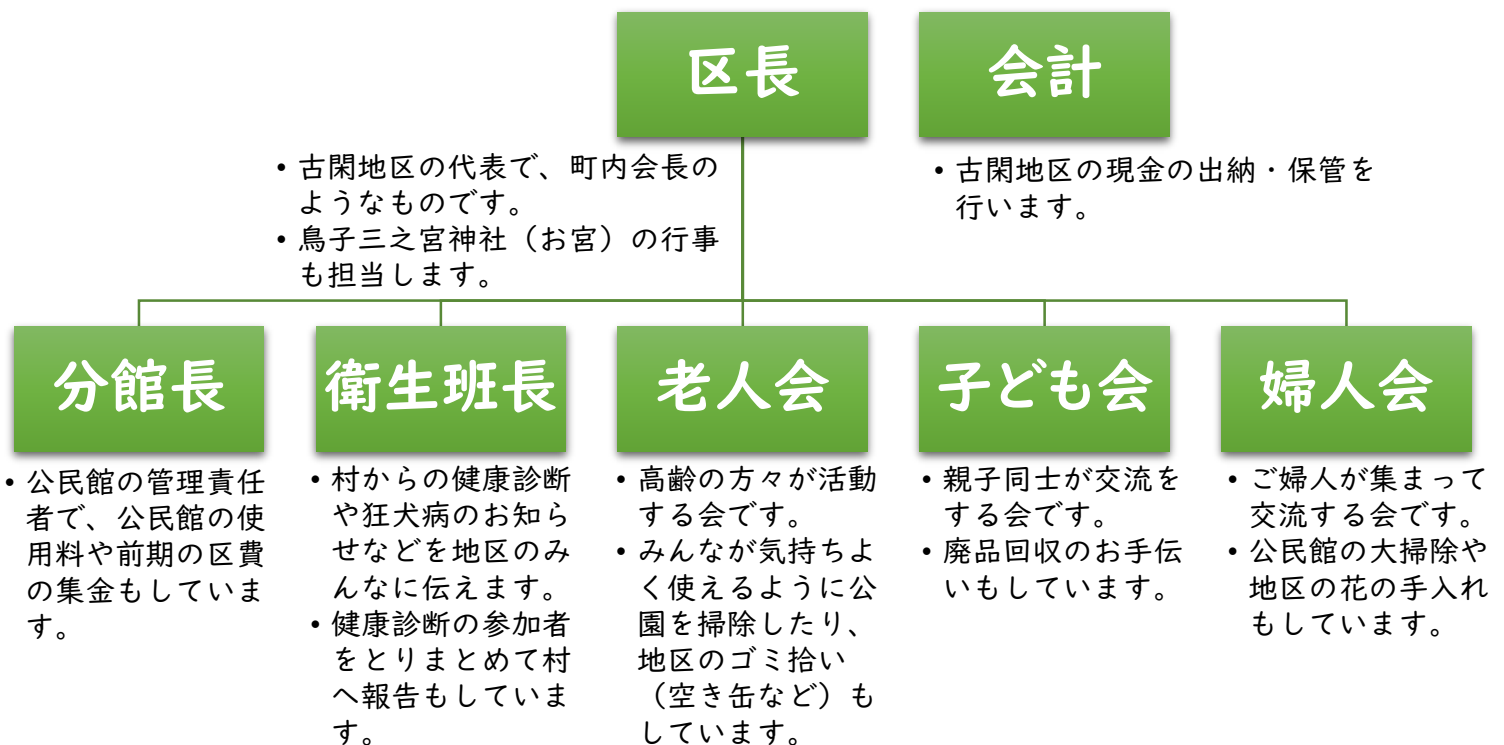
(単位：円)

項目	使用料					
	公民館	公民館 (地区外の人が 使用する場合)	応援台	ストーブ	炊飯器	LPガス
金額	5,000	10,000	100	1,000	500	貸出しなし

■その他

- ・自宅で結婚式やお葬式などの冠婚葬祭を行う際には、隣保組（ご近所さん）で助け合いながら準備をします。隣保組へのお礼（お返し）は必要ありません。大変な時は、お互い様です。
- ・夏祭りなどの資金確保のために、廃品回収を行っています。

■自治組織図



古閑の良いところ

古閑地区は若い人がたくさん！

子育てや孫育てをしている人も多く、子どもたちをみんなで見守る雰囲気が出来上がっています。消防団の活動などで、若い人たちがいきいきと活躍しています。

古閑地区の40歳未満が39%（平成31年4月時点）



催しなどがたくさんあって楽しい！

夏祭りや運動会などのイベントや、昔から続く鳥子三之宮神社（お宮）の祭事など、いろんな催しを、地区のみんなで協力してやっています。その他にも、友人と集まってバーベキューをしたり、いろんな楽しみがありますよ。



いろんな世代の団結力がすごい！

地区の行事や寄り合い（集まり）などで、いろんな世代の人が一緒に活動しています。熊本地震の時にも、この団結力を発揮し、地区全体が協力して、復旧・復興してきました。お風呂やトイレを作るなど、自分たちで出来ることはどんどんやるのが古閑流です。他にも、魚のつかみ捕り大会や、グランドゴルフ場に水を入れる滑り台を作ったり、他ではあまりやらないようなことをやったこともありました。



自然豊かで四季折々の景色がきれい！

東には阿蘇外輪山の一部である標高1,095メートルの俵山を中心に、原野と山林が広がります。山から吹く東風のことを親しみを込めて「まつぼり風」とも呼びますよ。古閑地区では、夏に川遊びや魚釣り、山菜を摘んだり、ホタルも見ることが出来ます。周辺に広がる田畑では、多くの農作物を収穫することができます。新鮮野菜はおいしかよ。



その他

古閑地区のルールには、「区費」や「不足金」があります。区費は町内会費のようなもので、不足金は区役などを欠席した時などに支払うものです。みんなで協力して地区を保っていくために出来ました。

（単位：円）

項目	区 費		不 足 金				
	前期	後期	区役欠席	区役遅刻	朝区役欠席	朝区役遅刻	
金額	6,000	6,000	7,000	1,000	1,000	300	
項目	不 足 金						
	川祭り欠席	川祭り遅刻	寄り合い欠席	寄り合い遅刻	宮ごもり欠席	古閑初寄り欠席	鳥子区初寄り欠席
金額	3,500	300	200	100	2,000	1,000	2,000



熊本県阿蘇郡西原村鳥子古閑での暮らしのご案内

発行日：初版 平成 31 年 4 月
発 行：熊本県西原村
西原村役場 熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259
編 集：古閑編集委員
PCKK・都市技術・地域計画連合設計共同体
監 修：西原村役場 復興建設課 TEL 096-279-4417